

# おもいやり駐車場には利用証が必要なんです！

## 皆さんへのお願い

この制度が成り立つためには、皆さん一人ひとりの「おもいやり」「ゆずりあい」の心が必要です。

歩行が困難な方が利用しやすい駐車場になるよう、ご協力をお願いします。



# 三重おもいやり 駐車場利用証制度

身体に障がいのある方や要介護高齢者、妊産婦、けが人などで、歩行が困難な方に、公共施設や商業施設などにある「おもいやり駐車場」の利用証を交付する制度です。



詳しくはWebへ！

[三重おもいやり](#)

検索



三重県 子ども・福祉部 地域福祉課

電話 059-224-3349(土日・祝日を除く8:30~17:15) FAX 059-224-3085 E-mail [ud@pref.mie.jp](mailto:ud@pref.mie.jp)

## ルールとマークで適正利用

「三重おもいやり駐車場利用証制度」は、車いす使用者用駐車場等の適正な利用を進めるため、利用できる方を明らかにし、利用ルールとマークを定めたものです。

希望者には、申請に基づき「おもいやり駐車場」の利用証を交付します。一方で、この制度にご協力いただいた施設の駐車場にも同じマークが表示されています。

利用者がこの利用証を掲示することで適正な利用であることを示します。



## なぜ、この制度が必要な の？

車いす使用者用駐車場は、歩行が困難な方が、車いすの出し入れや、駐車場から目的とする建物等への移動がスムーズにできるように設けられています。しかし、現状は「入口に近いから」「少しの間だけだから」と停めてしまう利用者のマナー違反やモラルの欠如に加え、「誰が停めていいの?」「高齢者は?」「妊産婦は?」と疑問を持ってしまう利用ルールのあいまいさもあります。

また、「国際シンボルマーク」「身体障がい者マーク」等の関連マークが正しく使われていないケースもあります。

## 利用証を取得するには？

「おもいやり駐車場」の利用証の申請窓口は、県庁、県福祉事務所(北勢・多気度会・紀北・紀南)、県保健所(鈴鹿・津・松阪・伊賀)、県障害者相談支援センター、お住まいの市役所、町役場です。

申請の際には、交付申請書の提出と確認書類(身体障害者手帳、母子健康手帳、医師の証明書等)の提示が必要となります。

※県外にお住まいの方も申請できます。利用証が必要な方は表面の担当課までご連絡ください。

## 利用証はどうやって使うの？

「おもいやり駐車場」を利用する際は、ほかの人からもわかるように、利用証を車内のルームミラー等に掲示してください。



## 利用証の交付対象者は？

歩行が困難で以下の基準に該当する方です。

※利用証は交付対象者が同乗する場合も使用できます。

区 分		交付要件	
障 が い 者	身体障がい	身体障害者手帳の等級が下記の等級であること。	
	視覚障がい	1級から4級	
	聴覚障がい	2級、3級	
	平衡機能障がい	3級、5級	
	肢 体 不 自 由	上肢	1級、2級
		下肢	1級から6級
		体幹	1級、2級、3級、5級
	乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障がい	上肢機能 1級、2級 移動機能 1級から6級	
	心臓・じん臓・呼吸器・小腸・直腸・ぼうこうの機能障がい	1級、3級、4級	
	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障がい、肝臓機能障がい	1級から4級	
知的障がい	療育手帳の障がいの程度欄「A」		
精神障がい	精神障害者保健福祉手帳の障がい区分「1級」		
要介護高齢者等	介護保険被保険者証の要介護状態区分「要介護1から5」		
難病患者	特定疾患医療受給者、特定医療費(指定難病)受給者、小児慢性特定疾患医療受給者		
妊産婦等	母子健康手帳取得時から産後1年6ヵ月まで		
けが人	けがにより一時的に歩行が困難で、医師の証明書等により駐車場の利用に配慮が必要と認められる方。		
その他	上記以外の理由により歩行が困難で、医師の証明書等により駐車場の利用に配慮が必要と認められる方。		